(特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法

帳簿の管理責任者	職名		氏名	
帳簿の保存場所				
帳簿の様式 ・帳簿の様式を記載又は貼付すること (別紙としても可)				
帳簿の管理方法(帳簿の記載方法、閉鎖時期、保存期間等について記入すること)				

(注)産業廃棄物処理業者にあっては法第14条第17項(同法施行規則第10条の8)、特別管理産業廃棄物処理業者にあっては法第14条の4第18項(施行規則第10条の21)の規定に基づき、記載する帳簿及び一定期間保存する方法について具体的に記載すること。